

令和２年度第４回地域タウンミーティング（宇佐美）意見一覧

日時：令和２年９月２４日（木） 午後７時～午後８時

場所：宇佐美コミュニティーセンター ３階大会議室

- ① 市内循環バスと停留所の設置【り山峡町内会】
- ② 県道伊東大仁線のり山峡入口の拡幅について【り山峡町内会】
- ③ もえるごみの生ごみについて【阿原田町内会】
- ④ 杉本公園について【阿原田町内会】
- ⑤ 不燃ごみの集積場の配置について【桑原町内会】
- ⑥ 消防団員の定数（団員数）について【中里町内会】
- ⑦ 災害と避難所について【中里町内会】
- ⑧ カーブミラーの設置及び設置場所の移動について【山田町内会】
- ⑨ 中央区テニスコート跡地の利用について【宇佐美区議会等】
- ⑩ 宇佐美城山の史跡指定について【留田町内会】
- ⑪ 宇佐美城山の開発に関する把握について【留田町内会】
- ⑫ 景観計画等の見直しについて【留田町内会】
- ⑬ 御石ヶ沢・多賀地の開発計画について【留田町内会】
- ⑭ 伊東市における都市計画に係る「区域マスタープラン」（静岡県策定）
に関する見直しについて【留田町内会】
- ⑮ 宇佐美幼稚園宮川分園の跡地利用について【塩木道町内会】
- ⑯ みかんの花咲く丘の歌碑の看板について

令和2年度地域タウンミーティング（宇佐美）における意見及び回答（要旨）

意 見	区	宇佐美区-①
市内循環バスと停留所の設置【り山峡町内会】 り山峡は宇佐美市街地から離れており、買い物等について高齢者はかなり苦勞しています。町内からは、近所にバス停を設置し市内循環バスを走らせて、という要望が多くあります。昨年アンケートを実施したところ、高齢者を中心に29名の方が設置を希望し、これからさらに歳をとり、運転免許証を返納した後の交通手段はバスが最適だ、との意見が多くありました。市都市計画課に相談したところ、「地元の運動の盛り上がりが大事です」と返答をいただきましたが、運動を盛り上げるのは大変です。何とか循環バスを実現してほしいです。また、現在宇佐美港から伊東駅へ走っているバスを、り山峡まで延長できないでしょうか。		
回 答	担当課	都市計画課
り山峡付近への循環バスや路線バスの運行につきましては、以前から要望をいただいております。り山峡付近まで宇佐美港線を迂回運行する方法をバス事業者と検討したところ、り山峡付近でのバスの方向転換場所が見つからなかったことから、旧の県道と「20m道路」といわれる新県道を通行し、り山峡東側の信号交差点で折り返すルートを提案しております。 また、新たな路線の運行実現に当たっては、採算性の観点から、多くの方が乗車し路線を維持する必要があることから、アンケート結果を確認させていただくとともに、り山峡周辺地域の需要を確認するなどして、一定程度の需要が見込める状況であれば、その運行についてバス事業者と協議し、テスト走行などを提案していきたいと考えております。		

令和2年度地域タウンミーティング（宇佐美）における意見及び回答（要旨）

意 見	区	宇佐美区-②
県道伊東大仁線のり山峡入口の拡幅について【り山峡町内会】 県道伊東大仁線を自動車ですり山峡へ入る時、亀石方面から下ってくる自動車が見えにくく、いつも危険が伴います。入口にカーブミラーを設置していますが、効果はほとんどありません。県土木事務所や地元交番と協議しましたが、カーブミラーはあくまで補助で、運転者自身の安全確認が基本と言われました。 また、亀石方面からり山峡へ入る場合、ほぼ180度Uターンする形になるので、どうしても反対車線へはみ出してしまいます。 是非、このカーブを拡幅して見通しを良くしてほしいです。時々この地点へ下ってきた自動車がカーブを曲がり切れず、突っ込むこともあります。せめて下ってくる自動車のスピードを落とすような工夫をしてほしいです。		
回 答	担当課	建設課
ご意見をいただきました道路拡幅改良を含め、安全対策をしていただくよう県道を管理しております静岡県に要望してまいります。 また、拡幅改良となりますと用地確保が必要となりますので、その際は、地域においても関係者の合意が得られるようご協力をお願いします。		

令和2年度地域タウンミーティング（宇佐美）における意見及び回答（要旨）

意 見	区	宇佐美区-③
もえるごみの生ごみについて【阿原田町内会】		
カラスが生ごみを食害するため、道路への散乱防止策として回収箱を設置してあれば問題ありませんが、諸事情等により設置ができない場所は、ネット等での被覆を実施しているものの、有効な対策となっていないため、他の有効な対策があれば教えていただきたいです。また、ネット等被害防止資材の支給をしていただくことは可能でしょうか。		
回 答	担当課	環境課
カラスが集まってしまう原因の1つに、収集日前日や当日の早朝からのごみ出しが考えられることから、効果的なカラス対策といたしましては、地域の皆様に今一度ごみ出しのルールについてご確認いただき、適切な排出方法の遵守をお願いいたします。 また、カラス対策の1つとして最近では折り畳み式のごみステーションを設置することが効果的との声を聞きます。現在、折り畳み式のごみステーションのパンフレットやチラシを用意しておりますので、環境課までご相談ください。 なお、市内の全てのごみステーションは、各町内会などの単位による共同設置、共同利用、共同管理のもと運営されていることから、被害防止用の資材の支給は行っておりませんが、区による申請になりますが、魅力あるまちづくり事業補助金の活用も考えられることから、区長と相談していただければと思います。		

令和2年度地域タウンミーティング（宇佐美）における意見及び回答（要旨）

意 見	区	宇佐美区-④
杉本公園について【阿原田町内会】		
阿原田地区にある杉本公園に設置してある砂場の中に砂がほとんど入っていないため、砂の補充をしていただきたいです。 また、公園の敷地は二段になっていますが、下の段は山からの水が地下水として流れ込んで常に湿った状態にあるので、可能であれば排水対策を講じていただきたい。なお、園内にふた付きの側溝は設置済ですが、山からの水を処理できていない状況にあります。（特に梅雨期、台風等の大雨時）		
回 答	担当課	観光課
杉本公園につきましては、他の都市公園と併せ、振興公社が指定管理者として日頃の維持管理を行っております。 定期的に日常点検を行っている中で、砂場の砂につきましては、利用頻度が低いことから固まっている部分が多く、量が少ない印象がありますことから、今後、随時掘り起こし等の維持管理を行う中で状況を注視し、必要に応じて補充を行ってまいります。 公園下段側の地下水につきましては、以前から生じていることは承知をしておりますが、既存の側溝を改良したとしても地下水の排水能力の向上は見込めない状況であると認識しております。 暗きょ排水管の設置により改善する事例があることから、実施範囲や排水先など、暗きょ排水管の設置がこの公園に適しているかについて、検討を進めてまいります。		

令和２年度地域タウンミーティング（宇佐美）における意見及び回答（要旨）

意 見	区	宇佐美区-⑤
不燃ごみの集積場の配置について【桑原町内会】		
桑原町内会２組の阿原田町内に近い地域においては、不燃物のごみの集積場がナガヤの商品搬入口近くにあり、約４００ｍもごみや掃除道具を持って歩いて行かなくてはならず、高齢者は非常につらいです。 また、経路に歩道がないこと、さらに途中に信号機付きの交差点もあり、通過車両がスピードを出して走るため、時には恐怖を感じる時さえあります。 以前にも集積場の改善要望を出しましたが、「回収に使用する車両がロングボディーであるため、経路が狭いと転回できず、効率が落ちてしまう」ということで、今日に至っています。 ショートデッキの車にするなど、善処していただけるようお願いします。		
回 答	担当課	環境課
宇佐美地区の資源ごみ（びん、カン）の回収については、容器包装サイクル法に基づき、平成８年１０月からごみステーションでのコンテナ回収を市内の他の地区に先駆けて試行的に実施しました。 実施に当たり、宇佐美区内の各町内会とごみステーションの設置場所や管理、排出当日の当番などの課題について協議し、現在のごみステーション数に至っております。 他の地域に比べると、宇佐美区内の資源ごみのごみステーションが少なく、高齢者の方や足の不自由な方に御不便をおかけしていることは認識しているところです。 現在、この不便な点を解消するべく、ごみステーション班を組織し、多種多様なごみステーションの課題に対し取り組んでおります。 令和２年度に入り、宇佐美区内の別の町内会において、都市公園にある不燃ごみのごみステーションを３つに分散し、家庭から近距離とすることで住民の利便性を向上させるよう対応させていただいたところです。 収集車両に関しましては、以前、環境課のじん芥車両が全て４トン車のみという時代がありましたが、ごみステーションの設置場所や経路の幅員等、総合的に勘案し、４トン車よりもコンパクトな車両の導入もいたしましたので、環境課まで今一度ご相談ください。		

令和２年度地域タウンミーティング（宇佐美）における意見及び回答（要旨）

意 見	区	宇佐美区-⑥
消防団員の定数（団員数）について【中里町内会】 中里町内は第１２分団に属しており、世帯数割で団員数が按分され、第１２分団の中で最も世帯数が多く、常に８名の団員（役員含む）を選出しなければなりません。 この団員選出は町内会長の仕事となっており、毎年頭を悩ませています。ＯＢがそのまま団員として残ったり、他の地域の人が登録されているという話を聞いています。 伊東市内の各分団の定数を確認したところ、２０名、２５名の分団もあると聞いていますので、第１２分団においても定数を減らすことはできないでしょうか。分団の統合、定数の削減を図ったほうが、市の財政にも良いのではないのでしょうか。		
回 答	担当課	危機対策課
現在も協議継続中ではありますが、消防団本部と協議し、各訓練・行事等に参加する分団員数を削減する、諸活動ごとの拘束時間の短縮を図る中で、現状に見合った活動体制の見直し等を検討し、消防団員が活動しやすい環境整備を進めてまいります。		

令和2年度地域タウンミーティング（宇佐美）における意見及び回答（要旨）

意 見	区	宇佐美区-⑦
災害と避難所について【中里町内会】		
いつ、どこが災害の中心地となるかわかりません。災害が発生すれば、多くの被災者が発生し、避難所に殺到することになります。そこで、以下4点について質問します。 ①宇佐美地区において想定する災害の種類と被災者の数をお伺いします。 ②避難所の収容能力と収容可能な期間についてお伺いします。 ③避難所の運営方法の在り方について質問します。市の避難所運営マニュアルによると、自主運営という用語がありますが、避難生活が比較的短い場合と長期になる場合、両方とも自主運営を想定しているのでしょうか。また、宇佐美地区における自主運営の受け皿として想定している組織がありますか。 ④住民自身が身近な危険箇所を把握し、可能な限りの備えをしておくことが重要と考えますが、素人では「危ないだろうな」という場所に見当がついても、危険の度合いまでは見当が付きません。見当がつかないと災害の備えをすることが困難になります。市の危機対策課の助言を得ながら災害の備えを進めることは可能でしょうか。		
回 答	担当課	危機対策課
① 宇佐美地区で想定される災害は、地震、津波、火山、風水害等になります。被害想定については、火山、風水害等の数値は示されておりませんが、地震、津波については県の第4次地震被害想定で示されています。宇佐美地区では震度6弱、津波最大17m（宇佐美中心部付近：13m）、死者は伊東市全体で最大2,800人とされています。また、宇佐美地区では土砂災害の危険区域として警戒区域75箇所、特別警戒区域62箇所が指定されています。 ② 宇佐美地区における指定避難所は6箇所あり、収容可能人数は約1,400人となっています。収容可能な期間については、大規模災害時は仮設住宅等を建設して入居していただく等、生活基盤が整うまでは開設していますが、学校の体育館は学校再開を見越して閉鎖するため、他の避難所に移動していただくこともあります。 ③ 風水害時には市職員を若干名派遣して開設、運営を行いますが、大規模災害時には自主防災会を中心とした自主運営をお願いしております。 ④ 市民の皆さまにお住いの地域の各種災害ごとの危険箇所を事前に理解していただくために「伊東市総合防災ガイドブック」を全世帯に配布し周知を図っておりますが、防災に関することでの問い合わせや助言が必要であれば、いつでも危機対策課までお問い合わせください。		

令和2年度地域タウンミーティング（宇佐美）における意見及び回答（要旨）

意 見	区	宇佐美区-⑧
カーブミラーの設置及び設置場所の移動について【山田町内会】		
① J R伊東線南側と烏川との交差する場所への新設 烏川温泉橋から左岸に沿った道路は、J R伊東線に行き当たり右折します。この曲がり角は運転席からは目視では見づらい場所となっています。近年、車の往来が増えたことから歩行者の安全確保のためにもカーブミラーの設置をお願いします。 ②山田第1福祉住宅角の既設ミラーの見直しについて 金草公園から北に上がった所に三差路があります。この三差路の右側、山田第1福祉住宅に接したところにカーブミラーは設置されていますが、見にくくてほとんど用を成さず、危険な状態が続いています。福祉住宅向かいの川側に移すか、増設するなどの検討をお願いします。		
回 答	担当課	建設課 建築住宅課 産業課
① カーブミラーの設置にあたっては、車両及び歩行者等の交通量及び事故発生等を参考に優先順位を付け設置しているところです。 この箇所についても検討をいたしますが、市内全域で優先順位を付けて設置しているところであり、設置時期については未定となりますことをご了承ください。 ② 現地を確認いたしましたところ、ご意見をいただきましたとおり、山田第1福祉住宅から繁茂している竹木により遮られ支障をきたしておりましたので、処理をいたしました。今後も適切に管理してまいります。 また、移設または増設につきましては、再度現地調査を行い、危険箇所優先順位を確認し、設置の検討をしてまいります。		

令和2年度地域タウンミーティング（宇佐美）における意見及び回答（要旨）

意 見	区	宇佐美区-⑨
中央区テニスコート跡地の利用について【宇佐美区議会等】		
宇佐美コミセン前中央区テニスコート跡地利用について、現況は臨時の駐車場や区主催の「夏祭り」の広場として利用されています。 今後、東海地震・相模湾で起きてもおかしくないと言われている地震（M7程度）に備え、区民の安全を確保できる施設の建設が急務と考えます。 そこで、宇佐美の中心部の空き地利用について、次の提案・要望をします。 ①防災用施設としての活用 防災用施設を兼ね備えた建物とし、屋上には地域住民の避難場所（津波等）と防災倉庫を設置し、地域の防災拠点としての利用を図る。 ②駐車場としての活用 適正な駐車場を設置し、近隣の交通状況に支障をきたさない計画とする。 ③地域住民の憩いの場として活用 緑を適度に設置し、景観に配慮した建物としながら、ベンチなどに地域住民が利用できる施設を設け、住民の憩いの場としても利用できる計画とする。 ④民間企業との協同 民間企業の資金を活用し（官民連携）、敷地内に行政の福祉施設や防災設備を設けることにより、市の財政的負担を抑え、地域の行政サービスや防災機能の向上を図る。 ⑤スポーツ施設としての活用 公式戦ができるような観客席のある体育館を作り、企業や大学の合宿の誘致や子どもたちのスポーツ振興などに役立てる。		
回 答	担当課	財政課
中央区テニスコート跡地の活用について御提案をいただき、ありがとうございます。 新型コロナウイルスの影響により、今後の財政が全く見通せない状況ではありますが、当該地の活用を具体的に計画する際は、地元の皆様の御意見を賜りたいと考えておりますので、引続き御理解と御協力をお願いします。		

令和２年度地域タウンミーティング（宇佐美）における意見及び回答（要旨）

意 見	区	宇佐美区-⑩
宇佐美城山の史跡指定について【留田町内会】		
宇佐美城山は現在民間事業者によりキャンプ場がつくられ、この８月１日から営業していますが、宇佐美城山は宇佐美では昔から宇佐美氏縁の城址として伝えられています。大正３年に編纂された「宇佐美村誌」には、「宇佐美墨址」として「宇佐美祐茂公が築いたといわれている」との記載があるところです。 近年に至っては、伊東市史の資料の中には、学術的な見地からも宇佐美城山の歴史文化遺産としての重要性が記載されているところです。また、宇佐美城山全体が文化財保護法に基づく、周知の埋蔵文化財包蔵地と位置付けられているところです。加えて、都市計画法に基づく法定計画である「伊東市区域マスタープラン」では、緑地の保全整備の観点から、宇佐美城址は「地域の歴史的シンボル」と明記されています。 もし史跡として位置付けられていれば、民地といえども史跡をキャンプ場にするものの是非について行政を含めた議論があったのではないかと考えるところです。 宇佐美城山を市の歴史文化遺産として史跡に指定してください。また、史跡に指定できない場合は、その理由を教えてください。		
回 答	担当課	生涯学習課
令和２年８月５日に宇佐美城跡の状況報告及び宇佐美城跡の現地確認を議題とした文化財保護審議会を開催いたしました。 文化財保護審議会委員から、宇佐美城跡を文化財指定してはいかがかとの意見があり、事業者からも指定については協力できるという発言がございました。 一方、特に山頂の遺構はかなり破壊されていると思われるにもかかわらず、なぜ文化財に指定するか、その理由付けが重要であるという意見もございました。 今後は、指定に向けて課題を整理し、必要に応じて現地調査をしてまいりたいと考えております。 なお、指定文化財となる過程として、伊東市文化財保護条例第３２条の規定により、所有者の申請又は同意がされた場合、文化財保護審議会への諮問、答申を経て、教育委員会定例会において議決された後、市指定文化財として告示されます。		

令和2年度地域タウンミーティング（宇佐美）における意見及び回答（要旨）

意 見	区	宇佐美区-⑪
宇佐美城山の開発に関する把握について【留田町内会】		
宇佐美城山のキャンプ場建設等の開発に関して、8月1日の営業開始の約1週間前の7月25日になって初めて、「NPO法人宇佐美城山・街づくりプロジェクト」によって近隣説明会が開催されました。 ところが、この宇佐美城山の開発に関する事業主体は、当該NPO法人ではなく、㈱旅乃家リゾートであることが、留田町が後に確認した8月19日付けの市土地利用対策委員会委員長からの回答文書でわかったところです。この間、事業主体の㈱旅乃家リゾートが開催する近隣説明会は一度もありませんでした。 7月25日に開催された宇佐美城山の開発に関する「近隣説明会」には、主催者としてNPO法人の会員も多く出席し、近隣住民の皆さんに紹介されましたが、このNPO法人は一体何だったのかと思わざるを得ません。 キャンプ場建設に関して、市は事業者と事前に打ち合わせをしていると思いますが、7月20日に㈱旅乃家リゾートから、正式に土地利用申請が出ているということですから、少なくともその時点では、市は事業主体がNPO法人ではないことを知っていたことになります。 つきましては、近隣住民への事業及び工事の説明について、事業者主体の㈱旅乃家リゾートに対して、市は具体的にどのように指導していたのか教えてください。また、現在進行中の宇佐美城山の開発に関して、その内容を市はどこまで把握しているのか教えてください。		
回 答	担当課	都市計画課、建築住宅課、生涯学習課
事業者に対する、具体的な指導につきましては、土地利用事業等の指導要綱に基づき、「近隣住民に対して事業について説明を行い、理解を得るよう努めること」と指導しております。 把握している事業内容につきましては、事業者が7月25日に宇佐美コミセンで行った近隣説明会において、「災害時の避難場所の整備」、「史跡の保存」、「市民公園の整備」、「キャンプ場の運営」と説明した内容と同じであります。 建築物につきましては、8月12日に留田町内会からのお問い合わせにより、建築工事が行われているとの情報を得ましたので、事業者に連絡を取り、事業者代表の立合いのもと現地確認を行いました。		

令和2年度地域タウンミーティング（宇佐美）における意見及び回答（要旨）

その結果、建築確認申請の手続きが必要である旨の指導を行い、8月20日に事業者から確認申請の手続きを取るとの報告を受けました。

手続きを行う間の処置として、誓約書の提出を求め、9月17日に建築物についての報告書を受理し、報告書の審査終了後に工事に着手することになっております。

文化財の観点からは、当該地は、周知の埋蔵文化財包蔵地「宇佐美城跡」の範囲内に該当いたします。6月2日に土地所有者から提出された文化財所在照会申請書に基づき、現地調査を複数回実施しております。

「宇佐美城跡」の範囲内において、掘削等の開発を行う場合は、文化財保護法第93条の規定に基づく土木工事の届出が義務付けられていることを、事業者に対して指導しております。

令和２年度地域タウンミーティング（宇佐美）における意見及び回答（要旨）

意 見	区	宇佐美区-⑫
景観計画等の見直しについて【留田町内会】		
昨年８月に、文化財保存の関係から、「伊東市景観計画」及び「伊東市景観形成基本計画」の見直し状況について文書で照会したところ、令和２年３月末の改訂を目指すとの回答をいただいたところですが、その後ご連絡をいただき、コロナ禍のための改訂の時期が遅れるとのことでした。 照会の際には、文化財保存の観点から、「行為地は史跡、名勝、天然記念物、文化的景観など、その周辺景観と一体となって良好な景観を形成すべき文化財の価値を損ねてはならない。」旨の一文を追加すべきとするパブリックコメントの意見に関して、景観計画等の見直しの進捗を照会したものですので、このことに即して現時点での見直しの進捗状況を教えてください。 宇佐美地区にも、国史跡「江戸城石垣石丁場跡」や伊豆の古道市史跡「東浦路」などもあり、景観形成と文化財保護とは密接に関係することから、是非こうした一文を追加していただきますようお願いいたします。		
回 答	担当課	都市計画課
伊東市景観計画等の改訂につきましては、重点的に景観形成を図る「重要景観形成地区」の候補地の選定、眺望点の明記、景観形成の基本方針などについて見直しを行い、令和２年度末の策定完了を予定しております。 文化財保存の観点から、「行為地は史跡、名勝、天然記念物、文化的景観など、その周辺景観と一体となって良好な景観を形成すべき文化財の価値を損ねてはならない。」旨の一文を追加すべきとのご意見につきましては、平成３０年度の伊東市景観計画の一部見直しにおいて、太陽光発電設備の新設等に係る行為の制限内容として追記を求められたものであります。 文化財に関する事項につきましては、景観における文化財の役割や文化財所在地及び周辺への制限の是非など、多方面にわたり重要かつ慎重な対応を要することから、現時点では事務レベルで調整している段階であり、今後の審議会での改訂作業において検討することとしております。		

令和２年度地域タウンミーティング（宇佐美）における意見及び回答（要旨）

意 見	区	宇佐美区-⑬
御石ヶ沢・多賀地の開発計画について【留田町内会】 昨年、宇佐美御石ヶ沢の一部の森林が違法伐採され、昨年１１月に市長から㈱エルアンドビーに対して、今後同様の行為を行った場合には告発等の措置を講ずる旨の「指導書」が送付されたところです。違法伐採をした後の同地には、㈱エルアンドビーにより森林事業を行う旨の看板が立っておりますが、看板には森林事業の具体的な記載はありませんし、事業に関する詳細は聞いておりませんので、市において御石ヶ沢の開発に関してご存じのことがありましたら教えてください。 また、御石ヶ沢は、東浦路をはさんで多賀地と近接しておりますが、多賀地、御石ヶ沢とも広い範囲で、㈱エルアンドビーが所有しているものと思われます。多賀地の上部には、大規模な太陽光発電の計画があり、経済産業省のホームページには、当該計画は、既に太陽光発電所建設に係る認証を取得している旨の掲載があるところです。 仮に、多賀地の上部が開発されることがあれば、多賀地川下流域の山田地区には影響があるものと予想されることから、市において多賀地の開発に関してご存じのことがありましたら教えてください。 ㈱エルアンドビーが所有する土地と思われる部分は、御石ヶ沢に産業廃棄物最終処分場を計画した事業者から売買した土地だと思われますので、㈱エルアンドビーから国土利用計画法に基づく土地売買に係る届出あるいは報告が出されているはずです。その届出あるいは報告には売買した土地の利用目的を記載する欄がありますので、市においては既に土地利用の目的の概要を把握しているのではないかと思います、お聞きするものです。		
回 答	担当課	産業課 都市計画課
宇佐美御石ヶ沢・多賀地の事業につきまして、事業者から「森林事業」を行いたい旨の話は聞いておりますが、具体的な計画内容は示されておられません。 また、国土利用計画法に基づく土地売買等に関する届出に記録されている情報につきましては、国からの通知により公開しない情報であることから、お答えは控えさせていただきます。（平成元年４月２８日元国土利第１６０号 国土庁土地利用調整課長通知）		

令和２年度地域タウンミーティング（宇佐美）における意見及び回答（要旨）

意 見	区	宇佐美区-⑭
伊東市における都市計画に係る「区域マスタープラン」（静岡県策定）に関する見直しについて【留田町内会】		
令和２年７月２１日に開催された、伊東市の「区域マスタープラン」の見直しに関する都市計画法に基づく公聴会で、私が宇佐美の歴史文化遺産に関係して公述した次の意見について、その後県と市はどのような協議・調整をしたか教えてください。協議・調整中、あるいはまだ協議・調整が行われていなければ、是非公述意見のように見直されるよう協議・調整をお願いします。 ①「宇佐美城址、物見塚等地域の歴史的シンボルを有する地域では、その特性を活かした緑地の保全・整備を行う。」の部分で、「宇佐美城址、物見塚等地域の歴史的シンボルを有する地域では、その特性を活かした<u>後世に伝えるための</u>緑地の保全・整備を行う。」に修正すべきと思います。 ②「自然地の文化的環境・緑地保全を目的に、物見が丘・芝町・玖須美（小平）や大原一丁目・馬場町一丁目の社寺林等について、特別緑地保全地区の指定を検討する。」の部分で、「自然地の文化的環境・緑地保全を目的に、物見が丘・芝町・玖須美（小平）や大原一丁目・馬場町一丁目の社寺林等について、<u>また、国史跡『江戸城石垣石丁場跡』及びその周辺の樹林について特別緑地保全地区の指定を検討する。</u>」に修正すべきと思います。		
回 答	担当課	都市計画課
公述いただいたご意見につきましては、公述の申出があった後、県と市の担当者で打合せを行い、公述意見に関する情報を県に伝えております。 国史跡「江戸城石垣石丁場跡」については、史跡の詳細や保存活用委員会の活動など、必要な情報は県に伝えており、一定のご理解をいただいたものと考えております。 今般いただいたご意見についても、改めて、県へお伝えいたします。 なお、公述いただいたご意見が採用されたか否かにつきましては、１１月に都市計画区域マスタープランの案が県及び市で縦覧されますので、そちらで確認いただけると聞いております。		

令和2年度地域タウンミーティング（宇佐美）における意見及び回答（要旨）

意 見	区	宇佐美区-⑮
宇佐美幼稚園宮川分園の跡地利用について【塩木道町内会】		
宮川分園の跡地利用についてどのように考えていますか。塩木道の会館が古く、破損している箇所もあるため、可能であれば町内会議などで使わせてほしいです。		
回 答	担当課	幼児教育課 企画課
現在の宮川分園の活用状況につきましては、伊東市女性連盟がバザーの品物の保管場所や仕分け作業の場所として「なかよしルーム」を、市観光課が「まくら投げ大会」で使用する畳の保管場所として「教材室」をそれぞれ使用しております。 当該園舎は耐震補強が施されておらず、老朽化で雨漏りも顕著であるため、町内会等で利用を検討するに当たっては、現地を確認していただくとともに、使用の条件や手続についての詳細な説明が必要ですので、施設を管理している市幼児教育課にご相談いただければと思います。 なお、将来的な利活用につきましては、市関係各課で構成する検討委員会において検討してまいります。		

令和2年度地域タウンミーティング（宇佐美）における意見及び回答（要旨）

意 見	区	宇佐美区-⑯
みかんの花咲く丘の歌碑の看板について みかんの花咲く丘の歌碑の看板を作ってください。		
回 答	担当課	観光課
県道を通る方に分かりやすい案内看板を作ること、歌碑の周知を図ることができるため、設置位置や大きさなどについて、専門業者に相談する中で検討を進めてまいります。		